

定 款

S G ホールディングス株式会社

(令和 4 年 6 月 28 日改定版)

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、S G ホールディングス株式会社と称し、英文では、SG HOLDINGS CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は次の事業を営むことを目的とする。

1. 次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することによる当該会社の事業活動の支配ならびに管理

- (1) 貨物自動車運送業
- (2) 鉄道運送業
- (3) 海上運送業
- (4) 航空運送業
- (5) 貨物利用運送業
- (6) 旅客自動車運送業
- (7) 運輸に付帯するサービス業
- (8) 広告業
- (9) 通関業
- (10) 倉庫業
- (11) 各種商品小売業
- (12) 旅行業
- (13) 飲食サービス業
- (14) 総合工事業
- (15) 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業含む）
- (16) 自動車整備業
- (17) 情報サービス業
- (18) インターネット付随サービス業
- (19) 映像・音声・文字情報制作業
- (20) 貸金業、決済代行業
- (21) 不動産取引業
- (22) 不動産賃貸業・管理業
- (23) 発電および電気の供給事業
- (24) 金融商品取引法に基づく第二種金融商品取引業、投資運用業
- (25) 物品賃貸業
- (26) 職業紹介・労働者派遣業
- (27) 建物サービス業
- (28) 警備業
- (29) 娯楽業
- (30) 宿泊業
- (31) 廃棄物処理業
- (32) 林業
- (33) 以上に付随する事業およびこれに関連する一切の業務

2. 当社がその株式を所有する他の株式会社への経営指導
3. 知的財産の取得、管理、利用許諾および譲渡
4. 前各号に付随する一切の業務

(本店)

第3条 当社の本店は京都市に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告は電子公告により行う。

- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は1,800,000,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当社の1単元の株式数は、100株とする。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式または募集新株予約権の割り当てを受ける権利

(単元未満株式売渡請求)

第9条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを当社に請求することができる。

- 2 前項の規定による請求をした単元未満株主は、当社の承諾を得た場合に限り、当該請求を撤回することができる。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取り扱わせ、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規程)

- 第 11 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続きについては、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第 3 章 株主総会

(招 集)

- 第 12 条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後 3 カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(基準日)

- 第 13 条 当会社は、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
- 2 前項のほか、必要がある場合は、取締役会の決議によってあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。

(招集権者および議長)

- 第 14 条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。
- 2 前項の取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第 15 条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

- 第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項の定めによる決議は、議決権を行使できる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 18 条 当会社の取締役は 12 名以内とする。

(選任方法)

第 19 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 20 条 取締役の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 21 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は決議によって、取締役社長 1 名を選定し、必要に応じ、取締役会長 1 名および、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 22 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、あらかじめ取締役会が定めた取締役が招集し、議長となる。

- 2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 23 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ない

で取締役会を開くことができる。

（取締役会の決議の方法）

第 24 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（取締役会の決議の省略）

第 25 条 当社は、会社法第 370 条の要件を充たしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。

（取締役会規程）

第 26 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（報酬等）

第 27 条 取締役の報酬、賞与、その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

（責任免除）

第 28 条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 5 章 監査役および監査役会

（員数）

第 29 条 当社の監査役は 5 名以内とする。

（選任方法）

第 30 条 監査役は、監査役会の同意を得て株主総会の決議によって選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

（任期）

第 31 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のもの

に関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤監査役)

第 32 条 監査役会は、その決議によって監査役の中から常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第 33 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発する。

ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

- 2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。

(監査役会の決議の方法)

第 34 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第 35 条 監査役会に関する事項は、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第 37 条 当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第 423 条第 1 項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000 万円以上であらかじめ定めた金額と法令の定める最低責任限度額のいずれか高い額とする。

第 6 章 会計監査人

(選任方法)

第 38 条 会計監査人は、監査役会が株主総会へ提出する議案の内容を決定し、株主総会の決議によって選任する。

- 2 会計監査人の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第 39 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(報酬等)

第 40 条 会計監査人の報酬等は、取締役会が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 41 条 当会社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(剰余金の配当等)

第 42 条 当会社は、剰余金の配当等、会社法第 459 条第 1 項各号に掲げる事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定める。

2 当会社は、毎年 3 月 31 日または 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載もしくは記録された株主または登録株式質権者（以下「株主等」という。）に対し、金銭による剰余金の配当（以下「配当金」という。）を行うことができる。

3 前 2 項のほか、当会社は基準日を定め、その最終の株主名簿に記載または記録された株主等に対して、剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 43 条 配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

2 未払の配当金には利息をつけない。

附則

第 1 条 定款第 15 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である 2022 年 9 月 1 日（以下、「施行日」という。）から効力を生ずるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 カ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第 15 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

3 本附則は、施行日から 6 カ月を経過した日または前項の株主総会の日から 3 カ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

平成 18 年 1 月 28 日	制 定
平成 18 年 3 月 22 日	施 行
平成 18 年 6 月 17 日	一部改定
平成 19 年 6 月 16 日	一部改定
平成 21 年 6 月 13 日	一部改定
平成 24 年 6 月 15 日	一部改定
平成 25 年 6 月 14 日	一部改定
平成 27 年 6 月 12 日	一部改定
平成 29 年 6 月 9 日	一部改定
平成 29 年 9 月 21 日	一部改定
平成 29 年 10 月 11 日	一部改定
平成 30 年 4 月 1 日	一部削除
令和 2 年 11 月 1 日	一部改定
令和 4 年 6 月 28 日	一部改定

※附則第 1 条 2 項に記載の定款第 15 条

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第 15 条 当社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。